

○士幌町移住支援金交付要綱

令和元年9月20日

訓令第14号

改正 令和3年4月8日訓令第17号

改正 令和6年12月6日訓令第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道が定めるU I Jターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業）実施要領（以下「道要領」という。）

第4の1に基づく移住支援事業（以下「事業」という。）に係る移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、道要領第5の1（1）アの要件を満たす者のうち、道要領第5の1（1）イ、ウ又はエのいずれかの要件を満たす就業、起業又はテレワーク移住をした者とする。この場合において、道要領第5の1（1）ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村」とあるのは「士幌町」と読み替えるものとする。

2 前項の者で、世帯向けの金額を申請する場合は、道要領第5の1（1）カの要件を満たすことを要する。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、道要領第5の1（1）に規定する額で、かつ、本町の予算の範囲内の額とする。

(予備登録申請)

第4条 第2条に定める要件を満たすことが見込まれ、移住支援金の申請を予定している者は、道要領第5の1（1）キ（ア）に定める書類を町長に提出するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付対象者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、道要領第5の1（1）キ（イ）に定める書類のほか、必要に応じて、地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日北海道制定）第8条の通知に係る書類の写しを町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、予算の範囲内において移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付すことができるものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 町長は、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額その他決定の内容を道要領第5の1（1）キ（ウ）に定める様式により、交付対象者に通知するものとする。

2 町長は、前条に規定する移住支援金の交付をしないことを決定したときは、その旨を書面により交付対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付対象者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取り下げができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る移住支援金の交付の決定は、そ

の効力を失う。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 第7条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、紛失等の理由により当該通知の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（別記様式。以下「再交付願」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、再交付願の提出があった場合において、当該内容を確認し、適當と認められたときは、道要領第5の1（1）キ（オ）に定める様式を交付決定者に交付するものとする。

(移住支援金の支払)

第10条 移住支援金は、第7条第1項の規定により交付決定額その他決定の内容を交付決定者に通知した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が道要領第5の1（2）に該当する場合のほか、移住支援金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定による取消しについては、第7条第2項の規定を準用する。

(移住支援金の返還)

第12条 町長は、移住支援金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項で請求する返還の額は、道要領第5の1（2）ア及びイに基づくものとする。

(事業の遂行)

第13条 交付決定者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を遵守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために町長が必要と認める場合には、関係書類の提出、個人情報の閲覧又は立入調査等に速やかに応じなければならない。

(北海道との協力体制)

第14条 事業の実施に当たっては、情報の共有・確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱及び道要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月8日訓令第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月6日訓令第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第9条関係）

移住支援金交付決定通知書再交付願

年　　月　　日付けで申請した移住支援金交付申請書に係る交付決定通知書について、下記の理由により、再交付くださるようお願いします。

再交付の理由（※該当する番号に○をつけてください。）

- 1　紛失
2　破損
3　その他（　　）

年　　月　　日

土幌町長　宛て

申請者住所

署名　　　　　印